

平成31年度 高校・中等教育学校及び特別支援学校 教育予算の増額・充実に係る要望書

要望項目(抜粋)

- 高校段階に必要な対応策の検討！
- 高校・特別支援学校等教職員の勤務実態調査実施を早急に求める！
- 高校教諭等の業務の在り方を見直す！～教諭が担うべき業務とは～
- 「過疎地域自立促進特別法」に高校教職員定数の配慮規定を！
- 教育基本法第2章に「高校教育」の項目について新設を求める！ など

〒101-0046

東京都千代田区神田多町2-11青木ビル

日本高等学校教職員組合

中央執行委員長 齋藤 亮

平成31年度 高校・中等教育学校及び特別支援学校教育予算の増額と充実に関する要望書

平成30年度政府予算が3月28日成立し、一般会計総額は6年連続で過去最大を更新し、97兆7,128億円となった。歳入については、景気回復に伴う税収増を見込み、新規国債発行額は8年連続で減少し、歳入の国債依存度は前年度比0.8%減の34.5%となった。

一方、歳出については、医療や介護の社会保障費は、診療報酬と介護報酬の改定による減少を見込んだものの、過去最大となる32兆9,732億円⁵を計上した。文部科学省は平成29年度予算額に対して9.9%増の5兆5,283億円を概算要求していたが、文部科学省の一般会計予算総額は5兆3,093億円、東日本大震災復興特別会計313億円を合わせて5兆3,406億円であった。このうち、文教関係予算については4兆405億円となったが、依然としてGDPに占める教育機関への公的支出割合はOECD加盟諸国の中で低い水準にあり、国民の期待と負託に応える公教育の意義を十分に反映した予算とは言い難い。

教職員定数については、義務教育関係では、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築として、小学校英語に対応する専科指導員の充実、複雑化・困難化する教育課題への対応など、義務標準法改正に伴う基礎定数化分を含め1,595人の定数改善を計上した。しかし、少子化の影響や学校統廃合の結果、2,861人の純減となった。これは多忙を極める学校現場の実態を顧みない措置と言わざるを得ない。また、高校における定数改善は、今回も言及されなかった。高校においても、特別な支援を要する生徒の増加に伴う通級指導の開始や、大学入学共通テストなど、新たな対応も求められており、学校現場で日々多様な教育課題に対峙している教職員の¹⁰実態が反映されていない。教職員の多忙化等の解消を図るとともに、児童生徒一人ひとりと向き合う時間を確保し、質の高い教育を確保するためにも、高校・中等教育学校および特別支援学校における教職員定数の改善は急務である。¹⁵

特別支援教育に関しては、切れ目ない支援体制整備充実事業の継続、発達障がいの可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業とともに教職員の専門性向上等に向けた幼児期から高校段階まで一貫した地域支援事業の創設が示された。また、卒業後における障がい者の²⁰学びの支援に関する実践研究事業が新設され、生涯学習の充実に向けて一定の評価ができる。しかし、特別支援学校高等部に在籍する生徒数は増え続けており、施設の老朽化や慢性的な教室不足などは依然として解消されていない。加えて、障がいの重度・重複化や多様化への対応を迫られるなど課題が山積している。引き続き、障がいのある幼児児童生徒が十分な教育を受けることのできる環境構築に向け、学校現場の実態に即し、²⁵十分な議論を踏まえた対応が求められる。

学びのセーフティーネットの構築として、スクールソーシャルワーカーの配置拡充、高校生等への修学支援の増額とともに、厚生労働省予算において、生活保護受給世帯の大学・専門学校等進学時における一時金支給や教育扶助及び高等学校等就学費の充実などが僅かではあるが見込まれている。これは、日高教の要望を反映したものと評価できるが、経済格差が教育格差につながらないよう、「公立高校等の授業料無償制」の復活、さらには教育無償化の完全実施等により、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める制度や環境の整備を急がねばならない。³⁰

高校・中等教育学校および特別支援学校における教育の振興と充実のためには、人材確保法を堅持しつつ、将来にわたって優秀な教員を確保することが不可欠である。文部科学省は、学校現場の実情に鑑み、われわれが求める待遇・勤務条件等の改善を早急に図るべきである。また、政府は、国民の教育に対する期待と負託に応えるべく、子育てや教育に関わる予算を「未来への投資」として重要視すべきである。「国家百年の大計」である教育の振興と充実こそが、今、最も求められている。³⁵

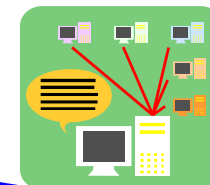
われわれ現場の教職員は、児童生徒一人ひとりが充実した教育を受けられるよう、日々の教育活動に邁進している。そのためには、安んじて教育に専念できる環境整備が不可欠である。平成31年度予算編成においては、教育予算の抜本的な改善を図り、教職員定数及び施設・設備の拡充とともに、勤務実態に即した給与等の改善など、次の事項の早期実現を強く要望する。



現状の改善

人材育成・地域創生・地域連携
(スーパーバイタリティーハイスクール
・スーパーコミュニティハイスクール)

予算の有効活用



教育の質向上、業務の適正化
(高校段階への
スクールサポートスタッフの配置)

現場の声

ICT化による負担軽減・質向上
(統合型校務支援システム
・教員代替管理システム)

国と地方の
役割分担

高校段階における当面の施策・制度要望(概要)

働き方改革の検討
(上限規制・時間外手当・教職調整額)

建設的な意見

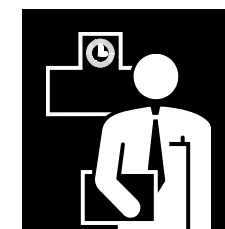
工夫の仕方

高校教諭の業務の在り方
(業務の見直し、職種・任用の検討)

ポイント絞込



負担軽減、業務の適正化
(高校段階の勤務実態調査)



勤務実態把握

定数改善

高校・特別支援学校教職員の文部科学省による勤務実態調査実施を早急に求める！



今回(H29年)調査
は義務教育のみ

高校・特別支援学校の
実態は分からないまま



自治体による勤務実態調査の例
福島県 週当たりの時間外勤務時間
(教諭平均 2017年6月実施)
小学校 17時間00分
中学校 23時間49分
高校 18時間03分
特別支援学校 9時間08分
全国的な実態が分からない・・・

高校でも学校により実態が大きく異なる

例 定時制・・・退勤時間は午後10時だが校内平均
時間外勤務時間は週当たり10時間程度
進学校・専門高校・・・休日は、進学課外・資格講
座と部活動を両方実施。校内平均時間外勤務
時間が週当たり25時間程度の学校も

※平均時間外勤務時間どうりの高校は、実際には
存在しない可能性が・・・取組が多様な「高校」では
平均時間に意味が無い

エビデンスに基づく対策が必要
・教職員の働き方改革
・増大する教育問題への対応

なぜ、文部科学省による調査が必要なのか？

・高校教職員の定数を定めている法律が
「高校標準法」

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律)

この法律の所管官庁である、文部科学省が実態を把握しないかぎり、エビデンスにもとづいた、学校のあるべき組織(定数)の議論ができません。



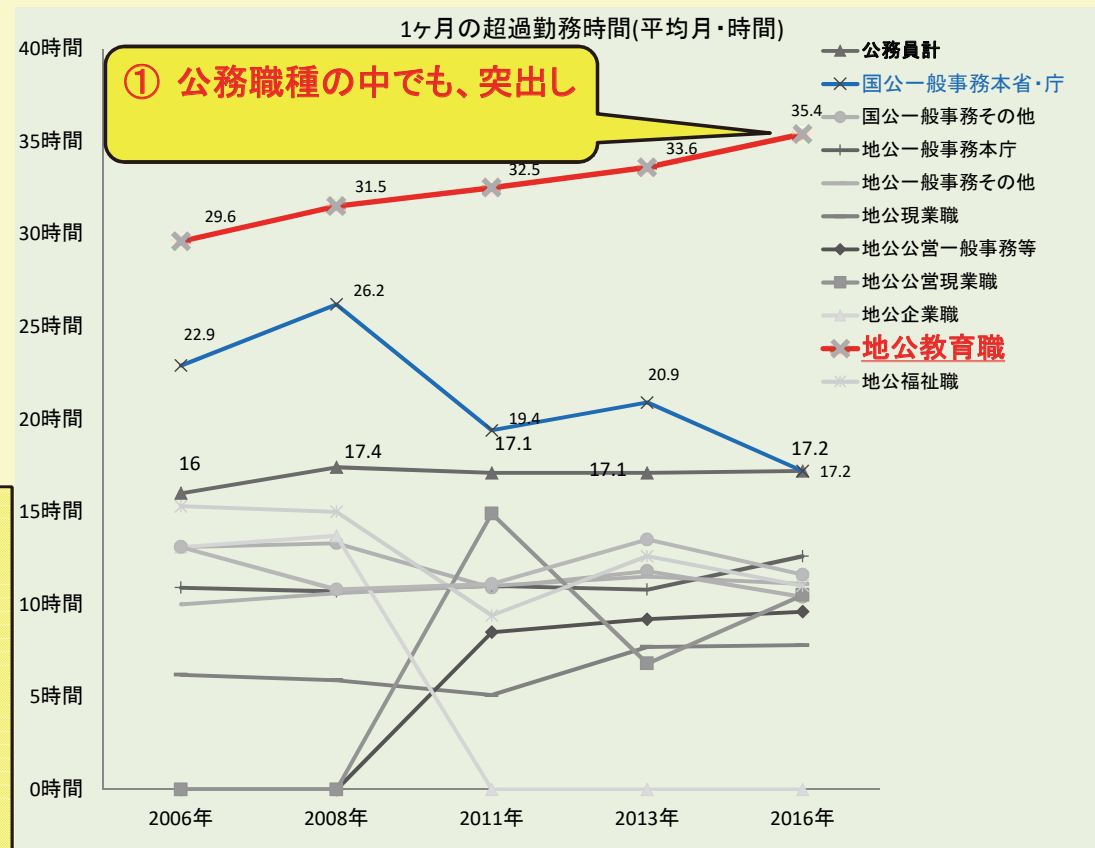
まずは文科省による学校現場の詳細な調査分析、実態把握が最優先

地方教育公務員の長時間勤務の縮減等を！

出所：「2016公務・公共部門労働者の生活実態に関する調査（公務労協2016年9月・10月実施）」

1ヶ月の超過勤務時間：公務職種別

超過勤務(平均月・時間)	2006年	2008年	2011年	2013年	2016年
国公一般事務本省・庁	22.9	26.2	19.4	20.9	17.2
国公一般事務その他	13.1	13.3	10.9	11.8	10.4
地公一般事務本庁	10.9	10.7	11.0	10.8	12.6
地公一般事務その他	10.0	10.6	11.0	11.5	11.1
地公現業職	6.2	5.9	5.1	7.7	7.8
地公公営一般事務等	0.0	0.0	8.5	9.2	9.6
地公公営現業職	0.0	0.0	14.9	6.8	10.5
地公企業職	13.1	13.7	0.0	0.0	0.0
地公教育職	29.6	31.5	32.5	33.6	35.4
地公福祉職	0.0	9.1	7.3	10.6	11.4
地公研究職	15.3	15.0	9.4	12.6	11.0
地公医療職	13.1	10.8	11.1	13.5	11.6



◎教育公務員の長時間勤務の縮減等を求める！

○他の公務職種と比較して明らかに多い超過勤務

- ・国公本省庁より多い超過勤務時間
- ・公務員平均の倍近い超過勤務時間
- ・年々増加傾向にある超過勤務時間

○教職調整額の支給率(4%)の改善(8%)を求める

- ・月数時間程度の手当相当から勤務実態に見合った改善
- ・労働安全衛生の観点から勤務時間管理の必要性を検討

高校の教職員定数改善と

高校也多忙なのに忘れられて
いませんか…？

教員の働き方の改善を！

教育委員会等の勤務時間調査に意見あり！ (時間外勤務)平均値で正しく検討できていますか？

島根高教組の組合員調査(2017年4月～9月)における時間外労働時間状況(学校別)

- ① 全校種平均53.2時間(最大：普通高校平均67.9時間、最小：分定通平均17.6時間)
- ② 全日制普通高校平均 67.9時間(最大83.7時間、最小38.6時間)
- ③ 全日制専門高校平均 59.7時間(最大71.4時間、最小47.2時間)
- ④ 分校定時通信平均 17.6時間(最大34.0時間、最小7.7時間)
- ⑤ 特別支援学校平均 25.8時間(最大31.5時間、最小25.8時間)

組合は更に詳細に
分析しています

様々な職種(校長・教諭・
実習教員・養護教諭など)
が多いのに平均？

夜間勤務の定時制等の
教員も平均に含める？

個々では100時間以上
という教員もいる！

平均値では、真に対応すべき校種・職種やなすべき対策が検討できない！
高校段階は、補習、部活動や校務業務が多いはずなのに数字に現れ難い！

高校教諭等の業務の在り方を見直す！



高校段階に必要な対応策の検討

◎スクール・サポート・スタッフの高校段階への完全配置する。

◎高校教諭の業務の在り方を見直す。(前提：週15時間の授業)

- ①上限規制を設ける。月30時間以内をめざす。(年間360時間以内)
- ②超勤4項目に、時間外手当、休日出勤手当を支給する。
- ③教職調整額の支給率を8%へ改善する。



◎教育職等の職種・任用の在り方を検討し、多様な職種・任用の可能性を探る。

- ①校務専任教職員(地域コーディネーター、ICT担当、校務主任など専任・専門職)
- ②広域兼務指導教員(教科専任担当、教科指導担当などコア教員)
- ③複合教科担当教員(主教科6割・従教科4割など)
- ④教頭補佐、事務長補佐(事務的補佐、業務代理など)

をはじめとした多様な職種の在り方の検討を行って、教育の質向上に繋げる。

◎学習環境(塾や予備校など)の脆弱な地域に公的学習センターを設置する。

◎地域スポーツ組織の確立に向けた研究・調査の実施を求める。



普通高校や専門高校の教諭が大変だ!!

土・日は補習や部活動を行っているのに議論されない。蚊帳の外！



当面、次の加配を求めます。

(早急に抜本的な定数、業務内容の在り方の検討が必要)

① 平日及び土日における時間外での学習指導や部活動に伴う超過勤務が多い全日制の普通高校及び専門高校における新たな加配事由(**学習指導環境改善加配、課外教育活動充実加配**等)の措置を求めます。

② 過疎地域に立地する小規模校や教育困難校等において教育の質を保証し、かつ地方創生に資する観点から、現行の加配措置がさらに拡充されることを求めます。

高校等にもスクールサポートスタッフ導入を！

高校段階に必要なスタッフ！

代替可能な
定型業務
(一例)



保護者あて印刷：
生徒40名×6クラス×3学年

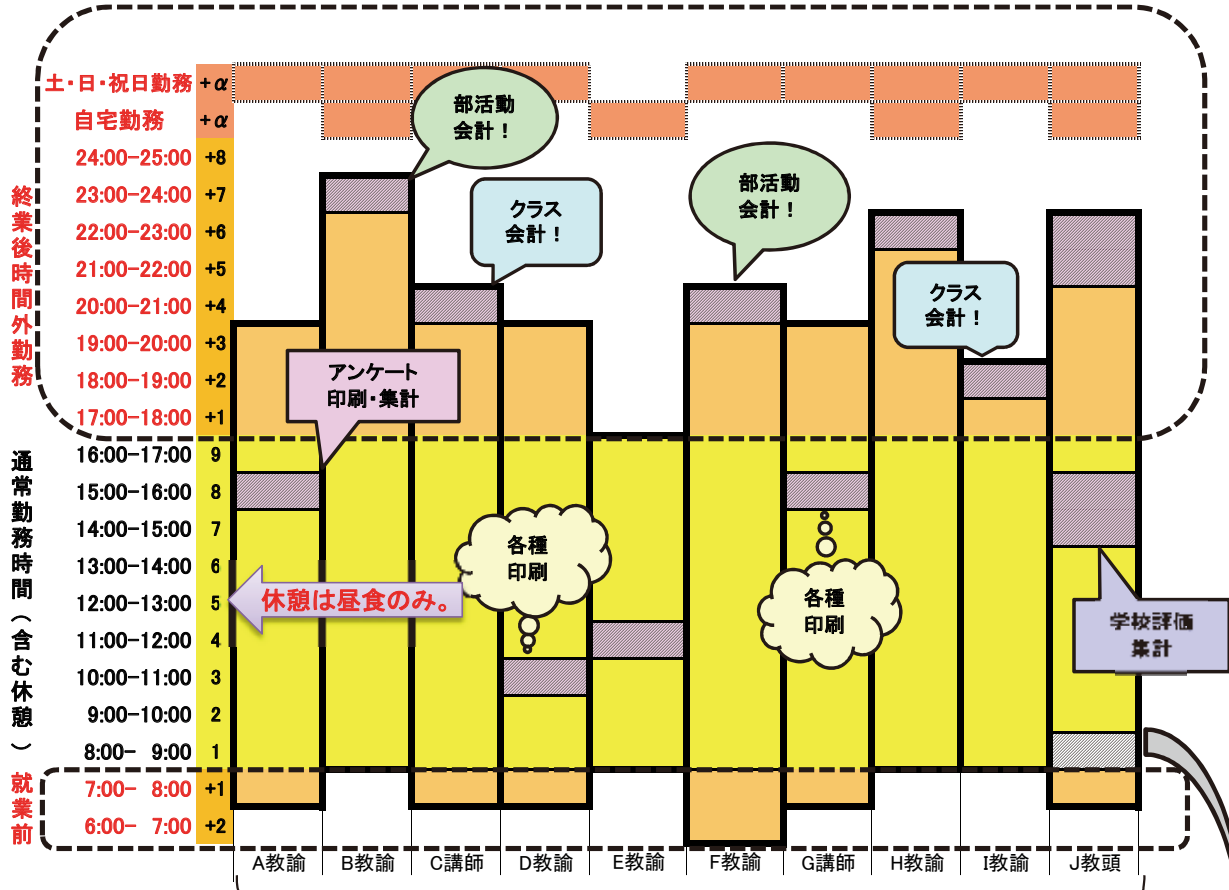
クラス便り：
生徒40名×月2回

学校評価の依頼文書：
生徒40名×6クラス×3学年×
各種アンケート用紙



部活動会計：
部員50名×部費@5,000円
×12ヶ月=3,000,000円～年間会計総額
遠征代金など別途徴収、支払処理随時
クラス会計：
生徒40名×1,000×10ヶ月=400,000円
通信費、用紙代、決算報告(毎学期)
学年会計：
生徒400名×5,000円(模擬試験受験料)=
2,000,000円
卒業アルバム代、遠足など諸行事代

高校教員等の勤務状況(平日)イメージ



※定型的事務業務(代替可能業務)

集約

教職員定数の改善とともに、
教育専門職の業務に専念できる
時間の確保のため、
教員の行っている定型的事務
業務(代替可能業務)については、
業務補助・支援専任スタッフ
を
職員室に配置することで代替し、
教育専門職としての業務の時間

通常勤務時間



Kスクールサポートスタッフ
(職員室への配置)

児童・生徒の
学力向上等

高校へスクールサポートスタッフを！ (業務及び定数の在り方の見直し)

教科指導、生徒指導
の時間確保のために、
教員業務の見直しが必要で、かつ、担当者の
明確化を求めます。



教科指導等



校務分掌等

進路指導等

対外調整

各種印刷

各種会計

各種運営

行事準備

学級経営等



部活動指導等

児童・生徒の
人間形成・生きる力

生徒情報の入力が1回で済む プロが作ったシステムの導入を！

学校は「校務」のシステムについて 業務改善が必要です。

現状の一例

- ・教員が所属する学校ごとにバラバラに作った、自作のシステムを活用
- ・成績処理・出欠管理・通知表作成などシステムをそれぞれバラバラに運用

このままでは、**生徒に関わる時間も
は確保できず、ミスを誘発するばかり**

統合型校務支援システムの「校務」とは？

1. 教務関連事務(成績処理、出欠管理、通知表作成、教育課程編成、時間割作成等)
主に授業と児童生徒の成績に関わる業務です
 2. 学籍関連事務(指導要録管理、調査書作成、作成転出入関連事務等)
児童生徒の学籍に関わる業務です
 3. 保健関係事務(健康診断票、歯科検査票・受診勧告書の作成、保健日誌の作成等)
養護教諭が行う保健室に関わる業務です
- その他にも、生徒指導・教育相談に関することや高校では入試処理などその内容は多岐にわたります
(日本教育情報化振興会による定義より)

PC素人の教員が作ったシステムは本当に正しく処理ができていますか？

学校を異動するたびにシステムの使い方を1から学び直しなおしだ！

生徒の名字が変わったので直したいけど、どの部分を何十カ所、直せば作業が終わるか分からない...



しかし、導入が進まない現状・・・
統合型校務支援システムについて、
半数以上の自治体で導入なし
全体の**約33%が導入予定なし**
理由は**予算確保ができない(51%)**
2015年「ICTを活用した教育の推進計画促進のための調査研究」(文部科学省委託事業)

解決の切り札が 統合型校務支援システム！！

- ・一度入力すれば、自動的に必要な書類へ転記・計算を実行、成績や所見などのデータ転記にかかる手間やミスを軽減できます
- ・プロが作ったシステムならば処理結果が(自作システムと比べて)信頼できます
- ・他校も同じシステムを使えば異動しても初日からシステムが使えます

**業務改善につながり、校務処理の負担
や時間が軽減することが期待できます**

**統合型校務支援システムを
学校へ導入するための予算確保を！**

国による全国統一の 統合型校務支援システムの導入を！

文科省は参考様式は示すが、様式の決定は学校設置者(教育委員会等)や学校に委ねられているため、各団体・学校でバラバラ
→国が責任を持って全国統一の様式・システムを決定すべき

指導要録・・・児童生徒の「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」

調査書・・・学校において指導要録の記載を元に作成され、判定の資料として受験先の企業・学校に提出される文書

通知表(通信表・通知簿・通信簿)・・・学期末に学校等が幼児・児童・生徒の教科の成績や日常生活の記録などをまとめ、

幼児・児童・生徒本人及びその保護者へ通知するための書類

現状の問題点

統合型校務支援システム導入の障害

- ・教育職の専門性とは異なる専門的知識(業務や法令情報セキュリティ対策やシステムに関する事)を持つ人材がいない。システムに関する専門知識がないため導入方法が分からない
- ・多額の予算が必要なため、規模が小さな自治体ほど予算を確保するのが難しい

区市町村ごとに統合型校務支援システム導入した場合の問題点

- ・教職員が市町村をまたぐ異動をすると、システムが異なるため、一からシステムの使い方を学び直し
→作業負担・ミスが増加する

解決策

文科省では、都道府県単位で統合型公務支援システムを進めているが、

一歩進めて、国による全国統一の統合型校務支援システム導入が必要

メリット

- ・教員が異動してもどこでも同じシステムが使える
- ・財政的にも大きな単位で導入した方が割り勘効果で負担が押さられる
- ・日本国内で生徒が転出・転入・進学をしても同じシステムであればそのままデータを引き継ぐことができ、作業負担やミスが軽減される

地方自治体の事務を全国単位でシステム化している例

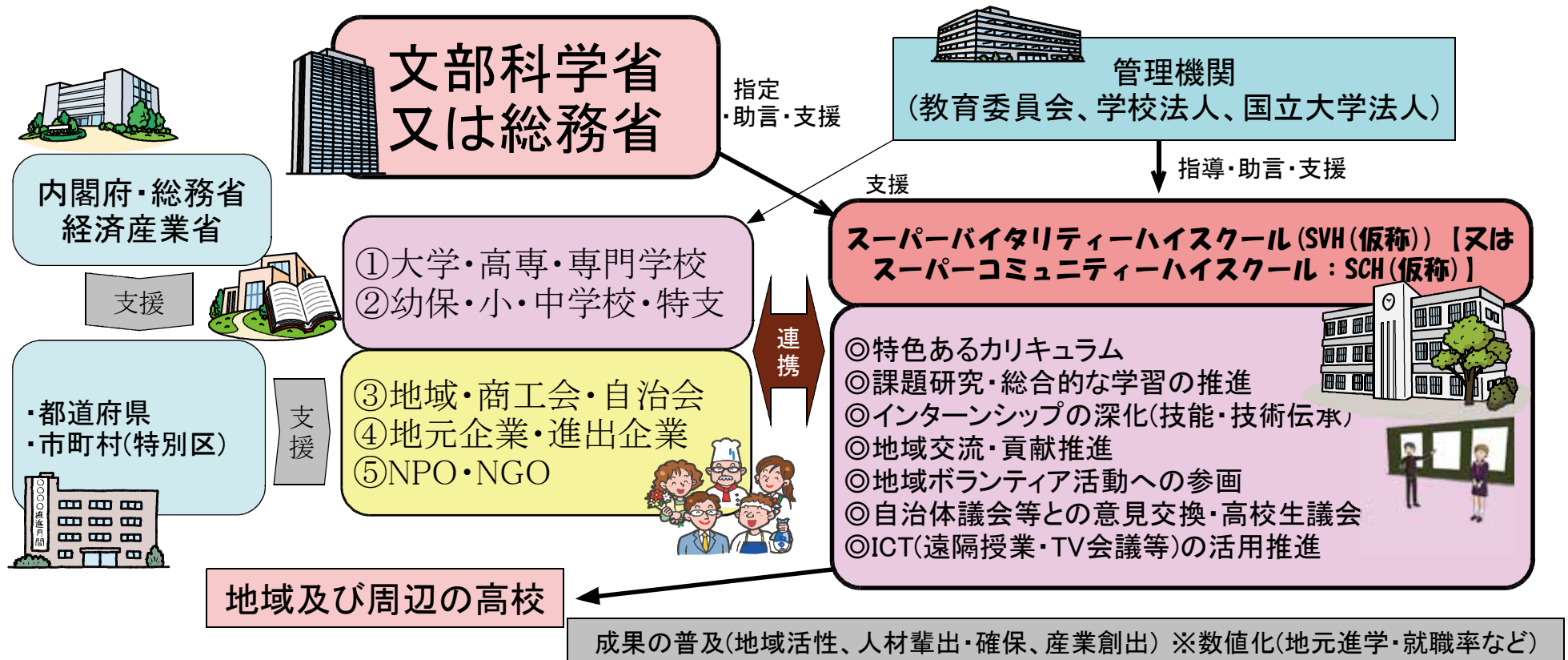
- ・情報連携プラットフォーム
- ・地方税ポータルシステム(地方税電子化協議会)

文部科学省または、委託を受けた事務処理団体による、学校設置者(都道府県市区町村法人)が参加する統合型校務支援システム構築を！

スーパーバイタリティーハイスクール (SVH (仮称)) 【又はスーパーコミュニティハイスクール：(SCH (仮称))】の創設

◆目的：地方創生に基づく地域の在り方を検討する現状にあって、これからの未来を担う若者にその方向性を検討させるとともに、具現化させる能力を育成する。

◆事業概要：地域の活性化・魅力化及び地域を担う人材育成のため、高校等と地域及び企業や大学が連携した先進的な取り組みを支援する制度(スーパーバイタリティーハイスクール：SVH(仮称))【又はスーパーコミュニティハイスクール：SCH(仮称)】の創設と、取り組みの支援に資する予算を措置する。



スーパーバイタリティーハイスクール(SVH) 又はスーパーコミュニティスクール(SCH)(仮称)

説明補足資料(日高教：平成31年度以降施策・制度・予算要求)

校種	小学校			中学校			高校・特別支援(高等部)			大学等		
所在	大規模都市	中規模都市	小規模都市	大規模都市	中規模都市	小規模都市	大規模都市	中規模都市	小規模都市	大規模都市	中規模都市	小規模都市
魅力・特色・学力												
	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)									地方大学を活用した雇用創出・若者定着 (総務省・文科省(高等教育局))		
	コミュニティ・スクール(学校運営協議会) & 地域学校協働本部											
	コミュニティ・スクール(学校運営協議会) & 地域学校協働本部											

校種	高 校											
事業	SSH (スーパーサイエンスハイスクール)			SGH (スーパーグローバルハイスクール)			SPH (スーパープロフェッショナルハイスクール)			SVH (スーパーバイタリティーハイスクール) (仮称) 等		
所在	大規模都市	中規模都市	小規模都市	大規模都市	中規模都市	小規模都市	大規模都市	中規模都市	小規模都市	大規模都市	中規模都市	小規模都市
学力・(魅力・特色)	A高校		B高校	A高校	B高校			A工業				
	C高校					C高校	B商業					
	SSH			D高校	SGH		SPH		C農林			A高校
							D水産			B高校		
										D高校		F高校

平成31年度以降に
高校単独事項(事業)の新設を！

我が地域の
高校！

「過疎地域自立促進特別措置法」に公立高校等への教職員定数配慮規定等の新設を！

◆目的：地域力の創造、地方再生に公立高校や特別支援学校は必要不可欠の存在であり、過疎地域における教育の特殊事情及び地域活力の源泉という状況に鑑み、「過疎地域自立促進特別措置法」において、高校等の維持に要する経費について適切な配慮及び公立高校等に関する教職員定数等について特段の配慮を行う旨の規定を定める。

現
行
法

【過疎地域自立促進特別措置法：現行条文】（教育の充実）

第二十二條 国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

変更

改
正
案

【条文変更：二つの項追加】

第二十二條 国及び地方公共団体は、過疎地域における教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会の確保と地域の自立活性化に資するため、過疎地域内の高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設（以下「高等学校等」という。）の維持に要する経費について適切な配慮をするものとする。

2項 国及び地方公共団体は、過疎地域における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の規定による公立高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教員及び職員の定員の算定並びに過疎地域に所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

3項 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の附則改正

高校等定数
計画改善へ

教育基本法の「教育の実施に関する基本（第2章）」に 高校教育（中等教育後期）の項目新設を求める！

幼児期
の教育
（第十条）

義務教育
【小中学校】
（第五条）

大学
（第七条）

高校が
無い！

学校、家庭及び地域住民等の相互連携協力
（第十一条）



学校教育（第六条）

私立学校（第八条）

教員（第九条）

家庭教育（第十条）

社会教育（第十二条） 地域その他の教育
政治教育（第十四条） 宗教教育（第十五条）

平成29年度学校基本調査公立高等学校都道府県別生徒教員数の概要

文部科学省 平成29年度学校基本調査 高等学校 公立(全日制)生徒及び教員数																平成28年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計―産業別集計(サービス関連産業B)学習塾の民営事業所数						参考:学校基本調査平成29年度高校	
区 分	公立(全日制)		本務教員		校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	養護教諭	養護助教諭	栄養教諭	講師	事業所数		従業者数(人)		受講生数 (在籍者数)(人)		私学(全日制)	
	生徒数	全国比	計	全国比																		計	計
28年合計	2,162,650		160,873		3,360	588	4,120	3,187	465	135,228	156	4,208	394	2	9,165	18,285	全国比	189,843	全国比	1,811,478	全国比	1,037,488	
29年合計	2,134,830		159,697		3,334	602	4,087	3,247	499	134,348	142	4,178	419	3	8,838	585	3.2%	4,244	2.2%	70,939	3.9%	29,614	2.9%
北海道	92,903	4.4%	7,862	4.9%	222	35	239	31	—	7,034	8	274	—	—	19	101	0.6%	780	0.4%	6,088	0.3%	9,338	0.9%
青森	25,281	1.2%	2,207	1.4%	52	—	64	—	—	1,756	—	53	13	—	269	105	0.6%	775	0.4%	8,956	0.5%	6,806	0.7%
岩手	27,081	1.3%	2,457	1.5%	64	78	1	—	37	1,956	—	62	10	—	249	306	1.7%	2,797	1.5%	23,488	1.3%	17,073	1.6%
宮城	42,095	2.0%	3,196	2.0%	69	2	83	99	—	2,698	—	115	—	1	129	52	0.3%	389	0.2%	4,049	0.2%	2,449	0.2%
秋田	21,688	1.0%	1,869	1.2%	47	6	62	—	—	1,548	—	48	7	—	151	92	0.5%	631	0.3%	4,840	0.3%	9,172	0.9%
山形	21,011	1.0%	1,834	1.1%	42	1	56	—	—	1,518	—	49	4	—	164	266	1.5%	1,698	0.9%	17,909	1.0%	10,277	1.0%
福島	40,754	1.9%	3,366	2.1%	79	1	115	—	—	2,752	—	105	—	—	314	349	1.9%	3,274	1.7%	27,578	1.5%	21,061	2.0%
茨城	55,793	2.6%	4,210	2.6%	91	10	102	—	—	3,533	—	85	12	—	377	282	1.5%	2,098	1.1%	28,237	1.6%	16,469	1.6%
栃木	36,134	1.7%	2,610	1.6%	59	—	69	41	—	2,037	—	58	13	—	333	241	1.3%	2,247	1.2%	44,847	2.5%	12,967	1.2%
群馬	38,285	1.8%	2,897	1.8%	66	9	66	—	—	2,677	—	78	—	—	1	1,248	6.8%	14,031	7.4%	132,392	7.3%	55,888	5.4%
埼玉	116,103	5.4%	7,715	4.8%	143	3	196	25	—	7,115	9	221	3	—	—	962	5.3%	12,263	6.5%	90,629	5.0%	48,259	4.7%
千葉	100,636	4.7%	6,709	4.2%	128	6	185	54	—	5,890	—	188	—	—	258	2,274	12.4%	36,336	19.1%	238,118	13.1%	174,968	16.9%
東京	124,992	5.9%	8,112	5.1%	168	186	—	928	61	6,592	—	177	—	—	—	1,835	10.0%	21,571	11.4%	204,698	11.3%	70,197	6.8%
神奈川	129,809	6.1%	8,498	5.3%	153	4	305	952	—	6,864	3	209	—	—	8	260	1.4%	1,729	0.9%	12,839	0.7%	12,697	1.2%
新潟	43,796	2.1%	3,292	2.1%	76	11	86	—	—	2,826	—	72	43	—	178	104	0.6%	789	0.4%	9,433	0.5%	6,101	0.6%
富山	21,313	1.0%	1,682	1.1%	37	—	76	—	—	1,463	1	38	5	—	62	110	0.6%	1,138	0.6%	13,735	0.8%	8,727	0.8%
石川	22,673	1.1%	1,859	1.2%	40	12	50	12	—	1,573	—	44	7	—	121	63	0.3%	621	0.3%	6,539	0.4%	5,883	0.6%
福井	15,660	0.7%	1,231	0.8%	26	—	28	—	—	1,100	—	26	4	—	47	133	0.7%	679	0.4%	9,581	0.5%	6,482	0.6%
山梨	17,965	0.8%	1,403	0.9%	29	—	42	5	—	1,275	5	30	—	—	17	292	1.6%	1,578	0.8%	18,692	1.0%	10,511	1.0%
長野	45,748	2.1%	3,481	2.2%	77	3	79	—	—	3,008	—	77	10	—	227	349	1.9%	2,927	1.5%	33,809	1.9%	11,712	1.1%
岐阜	42,611	2.0%	3,172	2.0%	63	1	84	—	—	2,632	—	80	10	—	302	482	2.6%	4,085	2.2%	48,446	2.7%	32,001	3.1%
静岡	64,750	3.0%	4,619	2.9%	88	93	93	—	—	4,038	—	108	17	—	182	1,128	6.2%	10,789	5.7%	90,334	5.0%	60,998	5.9%
愛知	131,786	6.2%	8,546	5.4%	160	1	272	—	—	7,557	—	294	—	—	262	213	1.2%	1,764	0.9%	14,678	0.8%	10,565	1.0%
三重	36,524	1.7%	2,759	1.7%	54	—	66	11	—	2,284	—	65	18	—	261	315	1.7%	2,866	1.5%	24,934	1.4%	7,673	0.7%
滋賀	30,761	1.4%	2,207	1.4%	44	2	52	2	—	1,843	—	65	—	—	199	395	2.2%	4,551	2.4%	27,080	1.5%	31,386	3.0%
京都	38,132	1.8%	3,108	1.9%	54	—	78	11	15	2,565	—	70	—	—	315	1,458	8.0%	14,156	7.5%	120,079	6.6%	94,987	9.2%
大阪	131,589	6.2%	9,106	5.7%	157	—	175	286	87	7,308	—	227	59	—	807	935	5.1%	10,607	5.6%	100,298	5.5%	35,786	3.4%
兵庫	100,605	4.7%	7,292	4.6%	142	—	164	265	—	5,852	5	172	1	1	690	295	1.6%	3,127	1.6%	22,979	1.3%	10,239	1.0%
奈良	25,139	1.2%	1,803	1.1%	34	1	43	—	—	1,495	—	28	8	—	194	117	0.6%	963	0.5%	12,058	0.7%	4,777	0.5%
和歌山	21,594	1.0%	1,703	1.1%	31	—	44	—	—	1,444	—	39	5	—	140	81	0.4%	539	0.3%	4,028	0.2%	3,480	0.3%
鳥取	11,355	0.5%	995	0.6%	22	9	35	22	—	805	—	22	7	—	73	53	0.3%	543	0.3%	1,584	0.1%	4,159	0.4%
島根	14,305	0.7%	1,338	0.8%	35	—	41	3	—	1,054	—	37	10	—	158	265	1.4%	1,950	1.0%	25,135	1.4%	17,100	1.6%
岡山	35,437	1.7%	2,731	1.7%	52	33	52	45	78	2,200	—	78	17	—	176	500	2.7%	3,314	1.7%	75,457	4.2%	23,545	2.3%
広島	46,286	2.2%	3,529	2.2%	86	—	103	33	12	3,160	13	114	—	—	8	164	0.9%	1,034	0.5%	12,080	0.7%	10,215	1.0%
山口	23,627	1.1%	2,123	1.3%	51	7	63	—	—	1,900	8	70	3	—	21	132	0.7%	970	0.5%	20,810	1.1%	881	0.1%
徳島	18,002	0.8%	1,508	0.9%	29	3	64	3	23	1,229	—	35	8	—	114	149	0.8%	912	0.5%	20,371	1.1%	6,218	0.6%
香川	19,689	0.9%	1,573	1.0%	30	—	60	7	—	1,388	—	33	14	—	41	168	0.9%	1,324	0.7%	12,775	0.7%	8,226	0.8%
愛媛	25,261	1.2%	2,109	1.3%	48	—	80	—	—	1,743	—	52	11	—	175	70	0.4%	489	0.3%	5,190	0.3%	5,488	0.5%
高知	12,619	0.6%	1,426	0.9%	33	7	44	10	—	1,154	—	36	—	—	142	539	2.9%	5,713	3.0%	77,386	4.3%	53,539	5.2%
福岡	73,660	3.5%	5,126	3.2%	112	34	133	285	78	3,713	31	104	30	—	606	77	0.4%	604	0.3%	7,234	0.4%	5,930	0.6%
佐賀	18,736	0.9%	1,577	1.0%	36	—	36	9	28	1,249	—	38	24	—	157	120	0.7%	1,083	0.6%	17,795	1.0%	12,134	1.2%
長崎	25,631	1.2%	2,224	1.4%	55	7	62	—	11	1,882	13	62	3	—	129	164	0.9%	1,980	1.0%	17,884	1.0%	16,848	1.6%
熊本	30,375	1.4%	2,621	1.6%	50	21	55	23	12	2,057	—	70	15	—	318	113	0.6%	831	0.4%	10,083	0.6%	8,720	0.8%
大分	21,999	1.0%	1,888	1.2%	37	7	59	31	38	1,500	—	44	10	—	162	81	0.4%	838	0.4%	10,544	0.6%	9,141	0.9%
宮崎	21,445	1.0%	1,776	1.1%	36	8	38	48	19	1,360	—	43	14	1	209	141	0.8%	1,184	0.6%	14,126	0.8%	13,979	1.3%
鹿児島	31,035	1.5%	3,074	1.9%	68	—	86	—	—	2,722	30	91	4	—	73	121	0.7%	1,032	0.5%	10,714	0.6%	2,822	0.3%
沖縄	42,157	2.0%	3,274	2.1%	59	1	101	6	—	2,999	16	92	—	—	—								
上位10都道府県 下位10都道府県																							

I 高校・中等教育学校及び特別支援学校教職員の給与改善について

1. 現行の給与水準を改善するとともに、給与改定のための財源確保を図られたい。
2. 教育専門職にふさわしい給与体系の確立を図られたい。
3. 教職調整額制度を維持するとともに、教員の勤務実態を考慮した水準及び行政職等の超過勤務割増率の引き上げや算定基準日拡大に見合った支給率への改善を図られたい。当面は、支給率を8%とされたい。加えて、超勤4項目に対して時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給可能となるよう法整備を図られたい。
4. 特別支援教育関係教職員に係る給料の調整額の調整数について、2への回復を図られたい。
5. 教育職給料表について、行政職の昇格メリットに見合うよう改善を図られたい。
6. 地域手当については、支給地域区分及び支給率の改善を図られたい。
7. 期末・勤勉手当の級別加算係数を引き上げるとともに、支給水準の改善を図られたい。
8. 現業職員・実習教員・寄宿舎教員・学校司書の身分の確立ならびに給与体系の改善を図られたい。
9. 学校事務職員の給与改善について、人材確保法の附帯決議に則った実効ある措置の実現を図られたい。
10. 高齢者層の昇給抑制を廃止するとともに、給料表の号俸増設を図られたい。
11. 優れた人材を確保するため、初任給の引き上げを図られたい。
12. 退職手当の支給水準を維持するとともに、退職手当の調整額については行政職の支給水準に見合うよう改善を図られたい。
13. 退職手当における課税控除額の引き上げを図られたい。
14. 級別標準職務表及び級別資格基準表の改善を図られたい。
15. 経験年数換算基準及び休職期間等換算基準の改善を図られたい。
16. 休業者の昇給抑制に対する還元率の改善を図られたい。
17. 非常勤講師、特に定時制・通信制勤務者においては、勤務の特殊性に鑑み、報酬単価の引き上げを図られたい。
18. 諸手当の新設及び維持・改善を図られたい。
 - (1) 教員特殊業務手当の支給水準の改善を図ること。特に、部活動指導手当の増額など、支給要件の改善を図ること。
 - (2) 人材確保法を堅持し、義務教育等教員特別手当の回復を図ること。当面は、水準を3%とされたい。
 - (3) 学級担任手当(1日200円以上)や平日の部活動指導手当(1時間900円程度)など、新たな手当の支給を図ること。
 - (4) 扶養手当については、支給要件を改善し、支給額の引き上げを図るとともに、再任用者への支給を図ること。
 - (5) 住居手当については、実態に即した支給要件の改善及び支給額の増額を図ること。
 - (6) 通勤手当については、全額実費支給とし、非課税化を図ること。また、週休日における部活動指導等の特殊業務に対する通勤手当の支給を図るとともに、特急列車・高速道路等を利用した際の特例加算については、支給要件を緩和すること。
 - (7) 単身赴任手当の支給基準と支給要件を改善し、支給額の引き上げを図ること。
 - (8) 寄宿舎(寮)、農場などの宿日直手当については、実態に即した支給水準の引き上げを図ること。
 - (9) 産業教育手当及び定時制通信教育手当などの制度を堅持するとともに、支給水準の引き上げを図ること。
 - (10) 通信制教育の面接指導手当等の引き上げを図ること。
 - (11) 水産高校における実習手当については、勤務の特殊性に見合った水準への引き上げを図ること。
 - (12) 学校事務職員等の超過勤務手当支給割合の改善とともに、超過勤務手当枠の引き上げを図ること。
 - (13) 研修手当や研修図書費の支給制度の新設を図ること。
 - (14) 臨時・非常勤教職員に対する手当の支給及び改善を図ること。

Ⅱ 高校・中等教育学校及び特別支援学校教育費の増額・改善について

(一) 高校・中等教育学校及び特別支援学校単位費用の改善について

1. 教育関係国庫補助率の改善を図られたい。
2. 高校単位費用、特別支援学校単位費用の引き上げとともに、基準財政需要額の増額を図られたい。 5
3. 給与費における職種別給与単位について、実態を踏まえた引き上げを図られたい。
4. 一般旅費の単価を引き上げるとともに、別枠で研修旅費を創設し、必要な財源の確保を図られたい。
5. 高等学校設置基準の改善を図るとともに、特別支援学校設置基準(仮称)を制定させ、教育環境の整備と充実を図られたい。
6. 特別支援学校における児童生徒数増加に対応するため、教室不足等の早期解消とともに、学校の新設を図られたい。
7. 高等特別支援学校の設置拡大を図られたい。 10
8. 教科ごとに標準設備・備品の設置基準を設定し、設備・備品購入費の単価を引き上げるとともに、更新率の適正化を図られたい。
9. 教育活動や校務に用いるコンピュータ等のICT環境の拡充や、実態を踏まえた運用費の増額など、情報機器の整備を一層促進するため必要な財源の確保を図られたい。
10. 寄宿舎の施設・設備及び防犯対策を充実するための予算措置を図られたい。
11. 実験・実習を行うための施設・設備の充実と維持・管理費等の増額を図られたい。 15
12. 部活動を安全に行うため、施設等の充実を図られたい。
13. 通信制教育において、協力校に対する予算措置を図られたい。
14. 単位制高校及び総合学科等の学校設置基準を設定し、施設・設備の拡充を図られたい。
15. 小規模校や分校における充実した教育を保障するため、図書購入費の支援など十分な財源の確保を図られたい。
16. 教室や準備室等の空調設備など、児童生徒ならびに教職員の健康及び安全衛生管理に必要な施設・設備の拡充とともに、運営に必要な財源の 20
確保を図られたい。
17. 文化・スポーツ振興のため、施設・設備の充実を図られたい。
18. 「特別支援教育センター」の充実とともに、特別支援学校の地域におけるセンター的役割としての機能強化に向けた条件整備を図られたい。

(二) 高校教育費に対する国庫負担及び国庫負担率の引き上げについて

1. 教育の機会均等の保障及び全国的な教育水準の維持・向上のため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、全額を国庫負担とされたい。当面、負担率2分の1への復元を図られたい。あわせて、公立高校等の教職員給与についても段階的に国庫負担とするなど、安定的な財源となるよう対応を図られたい。 25
2. 公立高校授業料無償制度の復活を図られたい。
3. 理科教育振興法、産業教育振興法、定時制通信教育振興法における設備基準の改善と、補助率の引き上げを図られたい。 30
4. 校舎等の老朽化及び耐震化等に対応するため、国庫負担の増額を図られたい。
5. 特別支援学校における非常階段やスロープなど、避難経路の複線化のための財政措置を図られたい。
6. 高校・中等教育学校及び特別支援学校に対する「学校図書館図書整備計画」を策定するとともに、目的に沿った予算執行が行われるよう指導されたい。
7. 国庫負担による「学校災害補償法」(仮称)の制定を図られたい。当面、日本スポーツ振興センターの国庫負担分を増額するとともに、給付事業 35
における適用範囲の拡大を図られたい。
8. 地域の活性化・魅力化及び地域を担う人材育成のため、高校等と地域及び企業や大学が連携した先進的な取り組みを支援する制度(SVH(仮称))を創設されたい。

Ⅲ 高校・中等教育学校及び特別支援学校教職員定数の拡充について

(一) 教職員定数を抜本的に改善されたい。

1. 超過勤務の縮減や多忙化解消、充実した教科指導を実現するため、教職員定数の改善とともに、正規職員数の拡充を図られたい。特に、全日
制普通科及び専門学科における土・日及び平日の時間外勤務を早急に解消するための定数改善を図られたい。 5
2. 全日制30人、定時制20人の学級編制が可能となるよう、教職員定数の改善を図られたい。
3. 多様化する教育的ニーズへの対応や高校・中等教育学校における特別支援教育の充実のため、教職員定数の改善を図られたい。
4. 高校教育における質の保障及び高大接続改革に伴う教職員定数の改善を図られたい。
5. 高校・中等教育学校における通級指導については、現場において適切な対応が行えるよう、教員加配や補助員の拡充を図られたい。
6. 地域の活性化・魅力化及び地域を担う人材育成のため、教職員定数の改善を図られたい。 10
7. 主幹教諭・指導教諭等の設置に伴う教職員定数の改善を図られたい。当面、加配措置等の拡充を図られたい。
8. 再任用者の教職員定数外での配置を図られたい。
9. 教職員の多忙化を解消するため、非常勤教職員については、教職員定数査定の枠外での確保を図られたい。
10. 現業職員及び学校司書を定数法に位置づけ、全校配置を図られたい。 15

(二) 次の事項を早急に実現されたい。

1. 養護教諭の分校及び定時制・通信制課程への完全配置を図られたい。また、学校規模に関わらず、必要に応じて複数配置を図られたい。
2. 現行の「実習助手」制度の抜本的な改善を図られたい。当面、現行法における実習教員数について、次の点に留意し改正を図られたい。
 - (1) 実習教員の全校配置を図ること。
 - (2) 商業または家庭に関する学科を置く課程に対する「実習助手」の加算定数は、全日制・定時制とも生徒の収容定員が181人以上の課程に対し 20
てそれぞれ1名とすること。
 - (3) 標準法第11条第1号・第2号・第3号、政令第3条第1項・第2項の算定基準について、実情に見合うよう改善を図ること。
3. 学校事務職員については全校配置とし、最低基準を2名とされたい。農・水・工・総合学科については更に加配を図られたい。
4. 専門教育の充実のため、専門教育に関わる学科の教職員等の増員を図られたい。
5. 特別支援学校独自の学級編制及び教職員定数等に関する法律の制定を図られたい。 25
6. 障がいの重度・重複化に対応するため、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士など専門職の配置促進を図られたい。
7. 医療的ケア実施に必要な学校看護師の確保とともに、安全性の観点から配置拡充など条件整備を図られたい。
8. 「寄宿舎指導員」の最低保障人数について、15人への引き上げを図られたい。
9. 専任司書教諭制度を創設するとともに、現職学校司書の身分を保障し、全校配置を図られたい。
10. 産休、育休、傷病休、介護休暇、自主研修などに伴う代替教職員の完全配置を図られたい。 30
11. 栄養教諭の配置拡充を図られたい。
12. スクールサポートスタッフの配置促進を図られたい。
13. 部活動指導員の配置拡充を図られたい。あわせて、高校・中等教育学校及び特別支援学校において部活動の半数以上に配置されたい。
14. ICT支援員、SC、SSWの配置拡充を図られたい。
15. 特別支援学校における就労支援員の配置拡充を図られたい。 35

IV 教職員の研修及び厚生事業の充実について

1. 教員免許については、有効期間及び更新手続きの廃止を図られたい。当面、教員免許状の失効による失職を排除し、受講機会の保障及び教員免許状更新における負担の軽減等を図られたい。
2. 官制研修について十分な検証を行うとともに、大学院修学休業制度、内地留学制度、海外研修制度、共同研究制度等を拡充し、教職員の自主的な研修機会の確保を図られたい。
3. 各種研究会を精査し、研究助成費の効果的運用を図られたい。
4. 実効ある週休2日制実現のため、条件整備に向けた具体策を図られたい。
5. 高齢者の医療費に係る自己負担の軽減を図られたい。
6. 共済年金支給額の水準維持を図られたい。
7. 退職共済年金制度については、安心な老後の生活を担保する水準の確保を図られたい。
8. 共済組合扶養家族認定基準の改善を図られたい。
9. 扶養家族の認定基準額について、180万円に引き上げられたい。
10. 共済組合の貸付金限度額を増額するとともに、勤続年数による制限の撤廃を図られたい。
11. 各種休業給付の給付率及び給付期間の更なる改善を図られたい。
12. 家族療養費の負担軽減を図られたい。
13. 教職員住宅の整備と老朽化対策を図られたい。
14. 退職後の任意継続組合員期間の延長及び短期給付掛金の軽減を図られたい。
15. 教職員の健康管理事業等の拡充を図られたい。特に健康診断、人間ドック等の予防措置及び再検査や治療が行うことができる環境整備を図られたい。
16. 不妊治療のための休暇・休業制度の新設及び助成制度の拡充を図られたい。
17. 子育てに関わる休暇制度の新設・拡充を図られたい。
18. 精神疾患の予防対策としてのメンタルヘルスケアの充実と、退職者の職場復帰を積極的に支援するための職場環境の整備を図られたい。

10

15

20

25

30

35

40

V 生徒の奨学及び福祉の増進について

1. 奨学資金制度を以下のように充実されたい。
 - (1) 給付型奨学金制度の拡充を図ること。
 - (2) 奨学資金の支給範囲と支給額の更なる改善を図ること。
 - (3) 奨学金返還義務免除制度の復元を図ること。
 - (4) 無利子奨学金制度の拡充を図ること。
 - (5) 家計急変者に対する奨学資金の拡充を図ること。
2. 奨学金残高に対する税額控除制度(奨学金減税制度(仮称))の創設を図られたい。
3. 教育の機会均等を保障するため、小規模校、分校、定時制・通信制高校の維持を図られたい。
4. 特別支援学校就学奨励費を改善するとともに、生活支援の充実など福祉行政の拡充を図られたい。
5. 特別な支援を要する児童生徒の完全就学を実現するとともに、リハビリテーションや諸施策を充実させ、進路実現のための条件整備を図られたい。
6. 児童生徒の安全確保と保護者負担を軽減するため、公費によるスクールバス配置等の通学条件の改善を図られたい。
7. 特別支援教育を受けている生徒の進路保障のため、障害者雇用促進法の整備と重度・重複障がい者の保護雇用制度を制定するとともに、関係機関との連携による進路指導や職業教育等の充実を図られたい。
8. 定時制・通信制課程修学奨励費の制限条項を緩和し、その増額と適用範囲の拡大を図られたい。
9. 定時制夜間部に在籍する生徒に対し、無償による完全給食の実施を図られたい。
10. 勤労生徒の修学保障のため、雇用主への減税措置を図るとともに、雇用主に対する労働基準法遵守を実現するための指導を図られたい。
11. 勤労生徒に対する修学奨励費の制限条項を撤廃し、更なる適用範囲の拡大を図られたい。
12. 低所得世帯や家計急変者に対し、教育費に対する免税措置など一層の負担軽減を図られたい。
13. 学校安全推進の観点から、学校施設の防災対策や防災マニュアルの整備に要する予算の増額を図られたい。特に、大規模災害を想定したマニュアル作成及び見直し時に、防災の専門家の知見が反映される体制づくりについて予算化されたい。

5

10

15

20

25

30

35

40